

府食第79号
令和8年2月18日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和8年2月12日付け消食基第59号により当委員会に照会された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、当該改正にかかる添加物の目的とする機能について確認する試験法の改正であり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更であることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。